

平成18年7月31日

実績評価書の公表について

「行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）」に基づき、厚生労働省における政策体系の施策の前年度実績を中心として実績評価書を取りまとめ、本日付けで総務省あて送付したので公表します。

別添として、実績評価書要旨を添付しています。

実績評価書については、上記の要旨とともに、厚生労働省ホームページに掲載する予定です（<http://www.mhlw.go.jp/>、来週目途）。なお、総務省への送付以後、上記の照会先において閲覧を可能としております。

○ 厚生労働省における実績評価書要旨（平成18年度）

- ・ 評価結果分類欄、分析分類欄の記号については、以下の通り。

〔評価結果分類〕

- ①目標を達成した
- ②達成に向けて進展があった
- ③達成に向けて進展がみられない

〔分析分類〕

- ①分析が的確に行われている
- ②分析がおおむね的確に行われている
- ③分析があまり的確でない

施策目標	評価指標	評価結果の概要	評価結果	分析
			分類	分類
基本目標1 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること				
施策目標1 地域において適切かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること				
1-1-IV 医療の質を向上させるために医療法に基づく基準を遵守させること	立入検査件数、立入検査の結果（遵守率）	<p>医療法に基づく立入検査を毎年実施し、また、立入検査の際、医療事故防止対策の取組強化が図られるよう都道府県等に対して技術的助言を行っている。</p> <p>さらに、各都道府県と厚生労働省とが合同で実施する特定機能病院の立入検査については、実施率が100%となっており、安全管理のための体制確保について指導が徹底され、医療の安全性を高めている。</p> <p>これらの取組を通じて、施策目標の達成に向けて進展があったものと評価できる。</p>	②	②
施策目標4 広域を対象とした高度先駆的な医療や結核・難病などの専門的医療等（政策医療）を推進すること				
1-4-I 政策医療を着実に実施すること	地域の医療従事者を対象とした研修会等の受入数、政策医療に係る研究機能（臨床研究センター、臨床研究部の数等）、研究論文数	<p>国立病院機構との全国的なネットワークを通じた政策医療の着実な実施、研修会等を通じた地域の医療従事者の質の向上及び政策医療の地域への普及、研究機能の重点的な整備等が効率的かつ効果的に図られ、平成17年度については、施策目標をほぼ達成したものと評価できる。</p>	②	②

施策目標 5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること				
1-5-I 結核等感染症の発生・まん延の防止を図ること	20歳から29歳までの新結核登録患者数、感染症発生動向調査による国から保健所へ感染症発生情報を提供できるまでの時間、細菌性赤痢の年間報告数、腸管出血性大腸菌（O157等）の年間報告数、特定感染症指定医療機関数、第一種感染症指定医療機関数、第二種感染症指定医療機関数、淋菌感染症報告数、性器クラミジア報告数、性器ヘルペス報告数、尖形コンジローム報告数、梅毒報告数、ジフテリア報告数・死亡数、百日せき報告数・死亡数、急性灰白髄炎報告数・死亡数、麻疹報告数・死亡数、風しん報告数・死亡数、日本脳炎報告数・死亡数、破傷風報告数・死亡数、インフルエンザ報告数・死亡数	一部の感染症を除き、感染症については減少傾向にあり、適切な医療を提供するための指定感染症医療機関については着実に増加している。 また、予防接種については、研修会の開催等により予防接種従事者の資質も向上しており、必要な医療体制等も着実に確保されてきている。 しかしながら、一部の増加傾向にある感染症、あるいは同様の数値で推移している感染症を減少させるため、引き続き所要の施策を推進していく必要がある。	②	②
1-5-II 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実すること	都道府県の難病医療拠点病院・協力病院数、難病情報センターのアクセス件数	難病医療拠点病院・協力病院は年々着実に増加し、また、難病情報センターへのアクセス件数についても、最近4カ年で約3倍に増加していることから、難病患者に対する受診機会の増加及び国民への情報提供は効果的に行われており、施策目標は着実に実施されている。 しかしながら、難病患者は毎年増加・高齢化しており、難病患者等の療養上の悩みや不安に適確に対応するため、引き続き所要の施策を推進していく必要がある。	②	②
1-5-III ハンセン病対策の充実を図ること	支給件数、平均処理日数、普及啓発パンフレットの配布件数、ハンセン病資料館の入館者数	ハンセン病対策の充実については、補償金の支給事務の迅速化、資料館の拡充等の点において、概ね施策目標を達成しているものと評価できる。 今後は、関係団体等との協議を踏まえつつ、普及啓発事業を中心に必要な措置を講じていく。	②	②
1-5-IV エイズの発生・まん延の防止を図ること	HIV抗体検査件数、API ネット（エイズ予防情報ネット）へのアクセス件数、保健所におけるエイズ相談受付件数（エイズ発生動向調査における報告数（HIV感染者数、エイズ患者報告数））	エイズ発生・まん延防止のための取組として、情報提供、知識の普及啓発、検査・相談体制の整備等の各種取組を推進し、着実に効果を上げてきたところであり、感染の爆発的な拡大は防止することができている。 その一方、HIV感染者・エイズ患者の報告数が依然として増加していることに鑑み、感染予防	②	②

		に向けた青少年及び同性愛者等の特に重点的に対策を講ずべき層に対し、引き続き、適切な予防教育及び普及啓発の実施を図ることが重要である。		
1-5-V 適正な臓器移植の推進等を図ること	臓器提供意思表示カード・シールの配布枚数（カード、保険証用シール、運転免許証用シール）、心臓移植実施件数、肺移植実施件数、肝臓移植実施件数、腎臓移植実施件数、膵臓移植実施件数、小腸移植実施件数、角膜移植実施件数、骨髄提供希望登録者数、うち新規登録者数、骨髄移植実施件数、保存さい帯血公開個数、さい帯血移植実施件数	臓器移植については、臓器提供意思表示カード・シールの配布枚数が平成17年9月に累積配布枚数が1億枚を突破したことを機に、デザインの更新や2枚キャンペーンといった新たな取組が開始されており、また、造血幹細胞移植については、新規骨髄提供希望登録者数及び保存さい帯血公開個数が増加していることから、普及に一定の効果があつたと認められる。 今後とも、引き続き現行の普及啓発活動を推進し、国民の移植医療に対する信頼の確保と移植医療の普及に努めることが必要である。	②	②
1-5-VI 原子爆弾被爆者等を援護すること	認定処理件数（処理期間）、被爆者健康診断受診率	原爆症の認定については、平成17年度は前年度と比較して認定処理件数が230件に増える一方で、平均処理期間は222日と短縮されており、また、健康診断受診率は約8割という高水準を維持していることから、原子爆弾被爆者の援護に効果があつたと評価できる。 今後とも引き続き現行の施策を推進し、原子爆弾被爆者の援護に努めていくことが必要と考えられる。	②	②
施策目標6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること				
1-6-I 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器の迅速な承認手続を進めること	優先審査承認品目の割合、申請件数と処理件数、標準事務処理期間、第三者認証基準総数	独立行政法人医薬品医療機器総合機構の職員に対する研修等により、審査体制の充実・強化、効率化が図られている。また、優先審査適用品目として選定されたものについては、すべて優先的に迅速な承認審査が行われた。さらに新医薬品については、承認審査事務がおおむね標準事務処理期間内で処理されているなど、医薬品等の医療現場への早期提供等に貢献している。 なお、審査体制については、必ずしも十分な要員が確保されたとはいえないことから、引き続き、審査担当者の確保に努める等、審査体制の強化を図ることが重要である。 また、第三者認証制度の活用による効率化等により、施策目標の達成に向けた取組が重要である。	②	②
1-6-II 医薬品・医療機器の品質	立入検査件数、指導等件数、自主回収	製造所、薬局等への立入検査及び不良品の回収	②	②

<p>確保の徹底を図るとともに、医薬品等の情報提供に努めること</p>	<p>の件数、医薬品医療機器情報提供ホームページへのアクセス数、医薬品の使用上の注意の改訂件数</p>	<p>については、平成17年度においても一定の実績を上げており、医薬品・医療機器の品質確保の推進に寄与していると評価できる。 また、医薬品等の安全性確保に向け、医薬品等の情報提供の重要性が増大していることから、的確な伝達手段として、インターネットを介し、迅速かつ効率的に国民、医療関係者等に情報提供を実施することができた。</p>		
<p>1-6-III 医薬分業を推進すること</p>	<p>地域ごとの分業計画整備率、地域別分業率</p>	<p>平成16年度における医薬分業率が、前年度に比べ全国平均で2.2%上昇していることから、医薬分業が着実に推進されていると評価することができる。 なお、地域単位での医薬分業については、平成19年度以降に調査実施予定の、地域ごとの医薬分業に係る計画の整備率等も踏まえつつ、地域格差が是正されるよう適切な対応を行っていく予定である。</p>	<p>②</p>	<p>②</p>

施策目標7 血液製剤の国内自給を推進するとともに、安全性の向上を図ること

<p>1-7-I 血液製剤の国内自給の推進を図ること</p>	<p>原料血漿確保量、原料血漿確保目標量、献血者数、献血量、輸血用血液製剤の国内自給率、アルブミン製剤の国内自給率、免疫グロブリン製剤国内自給率、血液凝固第Ⅷ因子製剤（血液由来）の国内自給率、採血出張所、成分採血装置数</p>	<p>計画的な原料血漿の確保、血液製剤の適正使用の推進等により、献血血液による血液製剤の国内自給率は向上しているが、多くの血漿分画製剤について未だ相当量を輸入に依存している。そのため、今後とも、血液製剤の中長期的な需給見通しに基づき、関係機関の協力を得て原料血漿の計画的な確保を図るとともに、一層の適正使用を進めること等により、国内自給を推進することとしている。</p>	<p>②</p>	<p>②</p>
<p>1-7-II 血液製剤の使用適正化を推進すること</p>	<p>血液製剤使用量（全血製剤、赤血球製剤、血小板製剤、血漿製剤、アルブミン製剤、グロブリン製剤）、血液製剤供給量（全血製剤、赤血球製剤、血小板製剤、血漿製剤、アルブミン製剤、グロブリン製剤）、使用指針等策定の進捗状況</p>	<p>血液製剤使用状況調査の結果を踏まえた使用指針を策定するとともに、血液製剤の適正使用の推進に係る先進的事例（例えば、複数の医療機関の関係者から構成される合同輸血療法委員会において、各医療機関における血液製剤の使用実態等の比較評価や各医療機関における課題の検討等を実施することにより、適正使用の一層の推進が図られた事例）を調査し、これに基づき具体的強化方策を都道府県へ提示する等、適正使用の取組について指導することより、血液製剤の適正使用は進んできており、血液製剤の国内自給率は上昇傾向にある（実績評価書1-7-I参照）ことから、施策目標の達成に向けて進展があったと評価できる。</p>	<p>②</p>	<p>②</p>

1-7-III 血液製剤の安全性の向上を図ること	検査項目数、検査実施率、平均献血回数	血液製剤の安全性確保のため、血液型検査、抗原・抗体検査、生化学検査及び核酸増幅検査を実施し、輸血による感染の可能性は大幅に減少した。 また、採血事業者、製造業者等による血液製剤の安全性の向上についてより一層の充実を図られるとともに、医療機関についても、血液製剤の適正使用の推進及び安全管理に必要な体制整備が図られていることから、施策目標の達成に向けて進展があったものと評価できる。	②	②
施策目標8 保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備を進めること				
1-8-I 希少疾病ワクチン・抗毒素及びインフルエンザワクチンの安定供給を図ること	供給要請数と売払数、需要量と供給量、新型インフルエンザワクチン株（当面30株）の開発株数	ワクチン・抗毒素の国家買上げ及び備蓄並びに、インフルエンザワクチンの需給調査及び需要予測については、施策目標達成のための手段として機能している。 新型インフルエンザワクチン製造株の作製については、今後行う必要がある。 また、作製した株については、免疫や接種方法の観点から検討を行い、その結果を今後のワクチン作製に反映させる等の取組を実施しているところである。	②	②
施策目標9 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること				
1-9-I 医薬品・医療機器の製造業や販売業等の振興を図ること	市場規模（医薬品、医療機器）、製造販売業者数（医薬品、医療機器）、卸売業者数（医薬品、医療機器）、新医薬品・医療機器の承認取得数（医薬品、医療機器）	産業界の関係者を参集して開催した懇談会の場において、医薬品産業ビジョン・医療機器産業ビジョンに盛り込まれた政府の支援策であるアクション・プランの進捗状況について、全般的に一定の評価を受けていることから、施策目標の達成に向けて進展しているといえる。 しかし、国際的に魅力のある治験環境の充実が完全には実現されていないなど、一部において施策目標が十分に達成されていないという指摘もあることから、今後とも現行施策を推進し、施策目標の達成に向けた取組みを講じる必要がある。	②	②
1-9-II 医薬品・医療機器の流通改善を図ること	不公正な競争の事案数、平均の流通コスト	不公正な競争の事案数については、実質的には低い件数で推移しているといえる。 医薬品のコード標準化においては、コード標準化検討委員会において、特定生物由来製品のトレーサビリティを可能とするコード体系が了承されたことから、施策目標の達成に向けて進展があったものといえる。	②	②

		<p>医療機器のコード標準化においては、JANコード取得率やデータベース登録率の向上が図られてきており、施策目標の達成に向けて進展があったものといえる。</p> <p>未妥結・仮納入の問題については、平成18年3月、「医薬品に係る取引価格の未妥結及び仮納入の是正について」を関係各団体等に通知。今後、価格妥結状況の調査を定期的に行い、薬価調査の信頼を損ねると考えられる場合には改善指導を行うものである。今後は、特に医療機関等に対する改善指導の件数や妥結率の推移等についても注視していく必要がある。</p>		
1-9-III バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発を推進すること	新医薬品・医療機器の承認取得数	<p>CRCの養成等の臨床研究の推進に向けた基盤整備事業等の実施により、画期的医薬品等の実用化に向けた取組が進むとともに、ゲノム関連研究等のライフサイエンス分野の研究開発へ効率的に資源配分がなされており、その結果、治験届提出数は平成13年以降増加傾向にある。</p> <p>また、CRC養成のための研修や、治験推進協議会及び研修会等の取組を進めた結果、臨床研究の推進に向けた基盤整備が進み、総合機構の立ち上げという特殊要因があった平成16年度以外は新医薬品・医療機器の承認取得件数についても高い水準が維持されていることから、施策目標の達成に向けて進展があったものと評価できる。</p>	②	②
1-9-IV 患者数が少なく、研究開発が進みにくい希少疾病用新薬や成人に比較して適用薬剤が少ない小児・未熟児に適した剤型等の研究開発を推進すること	希少疾病用医薬品・医療機器の承認取得数、新医薬品承認数	<p>希少疾患患者や小児等を対象とした医薬品・医療機器の開発については、企業の自主的努力だけでは進まないという問題があり、国が支援を行うことは不可欠である。このような中で希少疾病用医薬品研究開発補助等の施策により、実際に希少疾病用医薬品・医療機器の承認取得数は平成17年度において増加しており、患者の生命を救うことやQOLの向上に一定の貢献があることから、施策目標の達成に向け進展があった。</p>	②	②
施策目標10 患者の多様なニーズ等に対応した医療関連サービスの提供を促進すること				
1-10-I 患者の多様なニーズや医療機関経営上のニーズに対応した医療関連サービスの適切な提供を促進すること	市場規模、業者数	<p>近年、医療と密接に関連した民間事業者のサービスの活用については、その事業者数も毎年増加していることから、事業者間の競争を通じて多様な医療関連サービスが効率的に提供されていると考えられ、また、各種業務委託を行っている施設数も例年増加していることから、施策目標の達成</p>	②	②

		<p>に向けて進展があったと評価できる。</p> <p>さらに、滅菌消毒専門部会において、滅菌消毒業務の委託に関する報告書が取りまとめられ、本報告書を踏まえ、省令及び医政局長通知等の改正を行い、安全で安心なサービスの提供を図るための必要な措置を講じたところである。</p> <p>今後とも、医療機関や患者のニーズの多様化等に対応しつつ、医療機関が医療関連サービスを安心して委託できるような基準作りなどを行うために、医療関係サービス事業者に対する情報収集や情報発信に引き続き取り組む必要がある。</p>		
<p>施策目標 1 2 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること</p>				
<p>1-12-I 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること</p>	<p>保健所・市町村保健センター設置数、保健師未設置又は1人設置の市町村数、保健師中央研修受講者人数、保健所専門職人数、健康危機管理保健所長研修受講者数、保健所長充足率、「地域における健康危機管理のための手引書」</p>	<p>地域住民に身近な保健サービスを提供するため、市町村保健センターの整備が進められるとともに、地域保健従事者の人材の育成・確保についても、保健師未設置又は1人設置市町村数は年々減少し、また、研修も毎年160人程度の受講実績があるなど、地域における保健活動の基盤整備が図られている。</p> <p>また、健康危機管理手引き書を作成した自治体は年々増加し、研修受講者数についても年々増加しており、地域における健康危機管理体制の整備も推進されている。</p> <p>よって、地域保健対策の推進は着実かつ適正に実施されていると評価できる。</p>	②	②
<p>施策目標 1 3 健康危機管理を推進すること</p>				
<p>1-13-I 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること</p>	<p>健康危機管理調整会議（幹事会）の定期開催（月2回）、健康危機管理調整会議（幹事会）の随時開催</p>	<p>健康危機管理調整会議等は、省内における健康危機に関する迅速な情報交換を図り、緊急の事態に対して的確に対応することを目的として設置されたものであり、定期の開催により関係部局における情報の共有等を日常的に図るとともに、緊急時の開催により一体的・効率的に対応しており、健康危機管理業務の円滑な実施のために重要な役割を果たしている。このため、今後とも上記会議等を引き続き実施していく必要がある。</p>	①	①
<p>基本目標 2 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p>				
<p>施策目標 1 食品の安全性を確保すること</p>				
<p>2-1-I 食中毒等食品による衛生</p>	<p>食中毒統計を基礎に施策に対応した健</p>	<p>総合衛生管理製造過程の承認取得率の向上、</p>	②	②

<p>上の危害の発生を減らし、食品の安全性の確保を図ること</p>	<p>康危害発生数（食中毒統計による 50 名以上の食中毒事件数）、業種毎の総合衛生管理製造過程承認取得率（乳・乳製品、食肉製品、魚肉練り製品、容器包装詰加圧加熱殺菌食品、清涼飲料水）、食品の違反率、全頭検査の実施状況</p>	<p>BSE 検査の着実な実施など、食品の安全性の確保に関し、着実に成果を上げており、実績目標も概ね達成されており、施策目標の達成に向け大きな進展があったものと評価できる。 なお、全体としてみれば、改善の方向に向かっている一方で、大量調理施設を原因とする食中毒の増加や大量調理施設における高度な衛生管理手法の導入の推進などについては、一層の対策強化が必要であると考えられる。また、総合衛生管理製造過程について、業種によっては承認取得率が停滞しており、個別の取得率向上に向けた取組が必要と考えられる。</p>		
<p>2-1-II 国民の健康を守るため、輸入食品の安全性の確保を図ること</p>	<p>モニタリング検査計画に基づく「モニタリング検査」の達成率、国際的基準策定の進捗状況</p>	<p>モニタリング検査の達成率については着実に上がっており、また、モニタリング検査を通じて、輸入者に対する指導を効果的に行っている。 遺伝子組換え食品の新たな国際食品の規格等についても、策定に向けた取組を開始しており、平成 18 年 7 月に行われた第 29 回コーデックス総会において新規作業として承認されるなど、着実に検討が進められているところである。 このように、輸入食品の安全性の確保という施策目標の達成に向けて進展があったものと評価できる。</p>	<p>②</p>	<p>②</p>
<p>2-1-III 食品添加物の規格基準や残留農薬基準の整備等を通じ、食品の安全性の確保を図ること</p>	<p>既存添加物の規格数、残留基準設定農薬、食品に残留する農薬等の暫定基準案（第 1 次案、第 2 次案、最終案）（品目数）</p>	<p>食品の安全性を確保する観点から、現在、既存添加物 61 品目の新規規格案を作成し、既存添加物の規格総数を 120 品目という目標を上回る 133 品目とするため、告示改正に向けた所要の作業を進めているところである。 農薬の残留規制については、ポジティブリスト制度が平成 18 年 5 月 29 日から施行されているところであり、今後とも、より一層の周知徹底を図るとともに、効率的な試験法整備等を継続的に進める必要がある。</p>	<p>②</p>	<p>①</p>
<p>2-1-IV いわゆる健康食品等について、広告・表示の適正化を図り、適切な情報の下で消費者がこれを選択できるようにすること</p>	<p>健康増進法第 32 条の 2（虚偽誇大広告）違反に対する勧告数、健康食品等に関する健康被害報告数</p>	<p>平成 15 年度の健康増進法の改正（健康の保持増進効果等に係る虚偽誇大広告等を禁止）以降、その適正な運用を図るために指導を重ねてきたところであるが、平成 17 年度においても、健康増進法の規定に基づく勧告を要するような悪質な違反事例はなく、制度が事業者間に普及し広告等の適正化が図られた結果であると考えられる。 健康被害事例の報告件数については、平成 17 年度は平成 16 年度よりも減少しており、広告・</p>	<p>②</p>	<p>②</p>

		表示の適正化を推進する仕組み並びに現実に健康被害が生じてしまった場合の情報収集及び報告体制について実効性を増してきていると考えられる。 したがって、平成 17 年度においても施策目標の推進に向け一定の進展があったと評価できる。		
施策目標 2 麻薬・覚せい剤等の乱用を防止すること				
2-2-I 国民、特に青少年に対し、薬物乱用の危険性を啓発し、薬物乱用を未然に防止すること	薬物乱用経験者数、啓発資材の配布実績、薬物乱用防止キャラバンカーの稼働実績、学校等における薬物乱用防止教育への協力実績	薬物乱用防止キャラバンカーの学校等への派遣回数は前年度を上回り、また、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等の国民的な啓発運動の実施や多様な媒体を活用した広報啓発活動等により、平成 17 年の未成年者の大麻事犯による検挙人員が減少し、これまで講じてきた啓発活動に一定の効果がみられたものと考えられる。 しかしながら、未成年者の覚せい剤事犯における検挙人員が 5 年ぶりに増加したほか、MDMA 等合成麻薬、違法ドラッグなどが青少年を中心に乱用が拡大していることから、今後とも、青少年に対する啓発活動を一層充実し、薬物乱用の未然防止に取り組む必要がある。	②	②
2-2-II 国内及び水際において、麻薬等の薬物事犯に対する取締りを徹底するとともに、違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）対策を進めること	薬物事犯の検挙件数、人数、主な薬物の押収量（覚せい剤、大麻（乾燥大麻及び大麻樹脂の合計）、インターネット監視による警告件数	平成 17 年度は、全国で約 1 2 3 kg の覚せい剤の他、過去 4 番目となる約 8 8 6 kg の大麻や、過去最高となる約 5 7 万 7 千錠の MDMA 等合成麻薬を押収するとともに、約 1 万 6 千人を検挙している（関係省庁の合計）。厚生労働省は、関係機関との合同捜査等により摘発に積極的に貢献し成果を挙げることができたことから、施策目標の達成に向けて進展があったものと評価できる。 しかしながら、薬物事犯が深刻な状況であることに変わりがないことから、今後とも取締体制の充実強化を進めることが必要である。 また、違法ドラッグ対策については、インターネット上の広告に対する警告を 4 4 件実施する等、施策目標の達成に向け進展があったものと評価できる。今後は、都道府県も含め、引き続き監視・指導体制を充実させ、取締りを強化する必要がある。	②	②
2-2-III 薬物依存・中毒者の治療と社会復帰を支援すること	薬物相談窓口における相談件数、薬物事犯の再犯者数（覚せい剤）	精神保健福祉センターでの薬物相談窓口事業を始めてから、過去 5 年間の覚せい剤事犯における再犯者数の推移をみると減少傾向にあることなどから、施策目標の達成に向けて進展があったもの	②	②

		と評価できる。 しかし、薬物依存・中毒者に対する相談・指導については、多数の相談が寄せられている現状を鑑みると、家庭、地域が抱える状況が深刻であると類推できるので、相談窓口業務を今後とも充実させていくとともに、相談窓口のより一層の周知を図る必要がある。また、薬物依存・中毒者の社会復帰については、個人、家族等を支援していく必要もあり、関係機関がこれまで以上に緊密に連携して対処していく必要がある。		
施策目標3 安全で質が高く災害に強い水道を整備すること				
2-3-I 安全で質が高い水道の確保を図ること	水質基準適合率、異臭味被害率	水質基準適合率はここ数年99.9%以上という高い水準を維持しており、また、異臭味被害率は平成14年度を除き0.3%程度の水準で推移しており、安全で質が高い水道水の供給に一定の効果があったと評価できる。今後も引き続き現行の施策を推進し、安全で質が高い水道水の供給の確保に努める必要がある。	②	①
2-3-II 災害に強い水道の整備など水道水の安定供給を図ること	広域水道受水人口、基幹施設の耐震化率、基幹管路の耐震化率	広域化の推進による経営基盤の強化、耐震管路延長の増加等水道水の安定供給のための基盤整備が進んでいると評価できる。今後も引き続き現行の施策を推進し、災害に強い水道の整備など水道水の安定供給を図ることが必要である。	②	②
2-3-III 未普及地域における水道水の整備を図ること	水道未普及人口	水道未普及人口は年々減少しており、水道未普及地域の減少に効果があった。今後も引き続き現行の施策を推進し、水道未普及地域の解消に努めていく必要がある。	②	②
施策目標4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること				
2-4-I 毒物・劇物の適正な管理を推進すること	立入検査施行施設数、登録届出施設数、立入検査実施率、違反発見施設数、違反発見率、違反改善率	立入検査については、過去の立入検査の頻度や違反状況等も考慮に入れて実施されている。さらに、違反が発見された施設については、その後改善が行われたことを確認することで、立入検査による改善効果がさらに高まる。これらにより事業場等における毒物・劇物の適正な管理の推進に向けて進展があったといえる。	②	②
2-4-II 化学物質の毒性について評価し、適正な管理を推進するための規制を実施すること	国際安全性点検数、第1種監視化学物質、第2種監視化学物質の指定件数	平成17年度は既存化学物質の国際安全点検第四次計画の初年度であるが、点検実施数は年間目標数を上回っており、目標を達成している。	②	②

		<p>既存化学物質の監視化学物質への指定については、平成17年度は17物質について第二種監視化学物質への指定の答申を受けているところであり、16年度と比較すると少ないが、15年度を上回っている。</p> <p>また、経済産業省が過去に実施した試験等により第一種監視化学物質に該当すると既に判明していた物質が、平成16年度の制度新設の際に一度に指定されたため、平成16年度は22物質と多数の物質が指定されていたところである。平成17年においては、3物質指定されている。</p> <p>したがって、2つの実績目標を勘案すると総合して達成に向けて進展があったと考えられる。</p>		
2-4-III 家庭用品の安全性を確保すること	マニュアル策定数	マニュアル作成の手引きの策定を進めるとともに、関係団体に対する周知を行うことにより、施策目標の進展に向け効果があった。	②	②
施策目標5 生活衛生関係営業の振興等により生活衛生の向上・増進を図ること				
2-5-I 生活衛生関係営業における衛生水準の確保及び振興を図ること	振興計画の認定件数、シルバースター登録旅館数、福祉浴場を実施している公衆浴場数、標準営業約款登録施設数（理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店営業、一般飲食店営業）	生活衛生関係営業において、各種施策が一定の実績を上げており、また、国民の身体に影響を及ぼす可能性がある問題として報告されている事例は軽微なものにとどまっていることから、各種施策は生活衛生水準の維持向上及び生活衛生関係営業の振興を図る上で一定の効果を上げていると考えている。	②	②
2-5-II 建築物衛生の改善及び向上等を図ること	環境衛生基準への不適合率（浮遊粉じん量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流、ホルムアルデヒドの量、水質基準、残留塩素含有率）	<p>評価指標としている不適合率については、顕著な減少こそ見られないものの、目立った増加はなく低水準で推移している。</p> <p>不適合が判明した特定建築物については、都道府県等において個々に指導等を実施することから、建築物衛生の改善及び向上等を推進していると評価できる。</p> <p>今後も引き続き状況調査を実施し、建築物衛生の改善及び向上等に努めていくことが必要とされる。</p>	②	②
基本目標3 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること				
施策目標1 労働条件の確保・改善を図ること				
3-1-I 法定労働条件の確保・改善を図ること	定期監督等の実施状況（定期監督等の実施件数）、申告処理の状況（申告処	定期監督、申告処理、司法処分等の実施を通じて労働条件の確保・改善が適切に進められてい	②	③